

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

目次

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第三十四条の五　【略】	（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）
2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。	第三十四条の五　【同上】
一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）
〔三・三 略〕	〔三・三 同上〕
〔3・7 略〕	〔3・7 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

[REDACTED]

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等） 第二十五条の二の十七　【略】	（特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等） 第二十五条の二の十七　【同上】
2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、 次に掲げる者とする。	2 【同上】
一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 【二・三 略】	一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 【二・三 同上】
「3 5 7 略」	「3 5 7 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

[REDACTED]

- 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）	（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）
第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。 〔一〇七 略〕	第四条 「同上」 〔一〇七 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

- 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）	（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）
第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。	第七条 「同上」
〔一〇七 略〕	〔一〇七 同上〕
八 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第二百一号）第十条に規定する簡易生命保険資産の運用として所有する株券等（株券を除く。） 〔九〇十三 略〕	八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第二百一号）第十条に規定する簡易生命保険資産の運用として所有する株券等（株券を除く。） 〔九〇十三 同上〕
2 〔略〕	2 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七号の三十七第一項、第一百八十五条の五並びに第一百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。	1 「同上」
〔一〕二十九 略	〔一〕二十九 同上
三十 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワー ク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）第三十一条第二項	三十 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第三十一条第二項
〔三十一〕四十 略	〔三十一〕四十 同上
〔2〕4 略	〔2〕4 同上

備考　表中の「」の記載は注記である。

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）	（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）
第二百八条 〔略〕	第二百八条 〔同上〕
<p>2 法第二百七十二条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、 次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p>	<p>2 法第二百七十二条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、 次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p>
〔357 略〕	〔357 同上〕
〔二・三 略〕	〔二・三 同上〕

備考
表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。